

# 「首都圏から宮崎へ」周遊プログラム企画制作・運營業務委託仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、首都圏から宮崎県内への周遊プログラム（以下、「周遊プログラム」という。）を作成・実施することにより、首都圏での宮崎県の認知度向上及び宮崎への観光誘客を図ることを目的とする。

## 2 業務の名称

「首都圏から宮崎へ」周遊プログラム企画制作・運營業務（以下、「本業務」という。）

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

## 4 業務概要

- (1) 周遊プログラムの制作企画及び運営
- (2) 周遊プログラムの広報
- (3) 周遊プログラムの景品準備・発送
- (4) アンケートの収集及び集計
- (5) 実施報告書の提出

## 5 業務内容

首都圏から宮崎県への観光誘客を図るため、個人が所有するスマートフォンや携帯電話等（以下「モバイル端末」という。）を活用し、「癒やし」をテーマにした周遊プログラムの企画・運営、広報物作成、景品準備・発送など、実施に係る全ての業務とする。

詳細な内容は以下とし、県と協議の上、実施することとする。

### (1) 周遊プログラムの制作企画及び運営

#### ① 実施期間

令和7年11月～令和8年1月

#### ② 参加費

無料

#### ③ 参加目標数

500名以上

#### ④ 対象エリア

東京都内及び宮崎県内

#### ⑤ 内容構成

(ア) 宮崎県の持つ自然や森林、神話スポット、食などの観光資源から得られる「癒やし」をシナリオのテーマとし、工夫を凝らして参加者意欲の醸成を図ること。

(イ) 対象エリアへの来訪をより確実なものとするためには、来訪動機を直接的に刺激するインセンティブを含んだ企画が必要であることから、謎解きゲームや宝探しなど、参加者が自ら考えながら自発的に移動し、宮崎県内を回遊するゲーム感覚のイベントを実施すること。

#### ⑥ 訪問スポット

(ア) 訪問スポットは、東京都内2カ所及び宮崎県内3カ所以上とすること。

- ・ 東京都内の訪問スポットについては、県が指定する場所に2箇所設ける。1カ所は、新宿みやざき館 KONNE とし、もう1箇所は羽田空港内で調整している。
- ・ 宮崎県内については、県内4地区（県北地区、県央地区、県西地区、県南地区）のうち、3地区以上にスポットを設ける。

県北地区	延岡市、日向市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、門川町、諸塚村、
------	---------------------------------

	椎葉村、美郷町
県央地区	宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
県西地区	都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町
県南地区	日南市、串間市

(イ) 訪問スポット又はヒントスポットを設ける際の、施設等への協力依頼の交渉・調整等は、受託者が行うこと。

⑦ 所要時間

3日以内程度

⑧ キット等の制作

周遊プログラムで必要となる印刷物及びウェブページ等について、以下のものを制作・用意すること。

(ア) 周遊プログラム参加キット

(イ) 訪問スポットに設置するパネル等の掲示物

(ウ) 問題のヒントや手がかり等を表示する掲示物

(エ) プログラムのクリアを報告するウェブページ等

(オ) その他、周遊プログラムにおいて必要となる制作物

⑨ 運営管理

(ア) 訪問スポットに設置するパネル等の掲示物について、設置・保守・撤去を行うこと。

(イ) 委託期間中に設置したパネル等の破損等については、受託者の負担で補修・交換を行うこと。

(ウ) パネル等を設置する場合は、安全管理及び法令遵守を徹底すること。

(エ) 委託期間中のプログラムに関する問い合わせに対応すること。

(オ) 企画制作・運営に係るスタッフの手配、交通費等の支弁なども委託費に含むものとする。

(2) 周遊プログラムの広報

① 専用WEBページの開設、SNSの活用、ポスター作成、マスメディアへのパブリシティ活動による情報発信など、周遊プログラムを効果的に広報できる手段を提案すること。

② 広報に関わる費用（広告費、デザイン費、印刷費等）及び周遊プログラム専用のウェブサイトに係る費用（ドメイン料、レンタル料、サーバ利用料、保守メンテナンス料等）は委託料に含まれるものとする。

(3) 周遊プログラム景品の準備・発送

① クリア数に応じて抽選で当たる景品を準備し、当選者に対して景品を送付すること。

② 景品については、県産品セットや航空券等を想定しており、景品の詳細と当選者数は、県と協議のうえ決定すること。

③ 応募はモバイル端末等で簡単に行えるようにすること。

④ 個人情報等は、景品の抽選に応募する時点で収集し、当選時の連絡と発送のみに利用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにすること。

⑤ 景品に係る費用（購入費、梱包費、抽選・発送費等）は委託費に含めることとする。

(4) アンケートの収集・集計

プログラム参加者にアンケートを実施し、参加者の傾向や満足度、東京から宮崎への送客効果等を検証すること。また、プログラム参加者数及びアンケート結果については、随時県へ情報共有すること。

(5) 実施報告書の作成

受注者は、以下の書類を速やかに作成し提出すること。

① 実績報告書

以下の内容を含めること。

- ・ 制作物
- ・ 掲示物等の設置・撤去状況
- ・ プログラムに関する問い合わせ等に関する報告
- ・ 応募者数、抽選結果
- ・ アンケートの集計・分析結果

② 電子データを記録した CD-R 1 枚

③ その他県が必要と認める事項

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。  
なお、本仕様書に記載されている内容について、目的に照らしてより効果的となる場合は、協議の上、一部変更を行うことがある。
- (3) 受託者は、本業務で得られた情報等については、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後は速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。